

共済事業の見直しについて

目次

総論

- 共済制度の見直しの基本的考え方…………… 3
- 共済(保険)制度に関する規制の各法比較…………… 5
- 生協の行う共済事業に対して措置を講じる
場合の基本的枠組について…………… 6
- 共済制度をめぐる検討項目の位置づけ…………… 7

各論

- 0 共済制度の見直しの論点…………… 9
- 1 規制対象の範囲
 - (1) 共済事業規約の認可が不要とされている
共済金額の見直し…………… 11
- 2 入口規制
 - (1) 最低出資金…………… 13
- 3 健全性(内部の体力充実)
 - (1) 諸準備金の充実…………… 15
 - (2) 共済計理人の活用…………… 18
 - (3) 共済事業とのリスク遮断…………… 21
 - (4) 健全性基準…………… 23

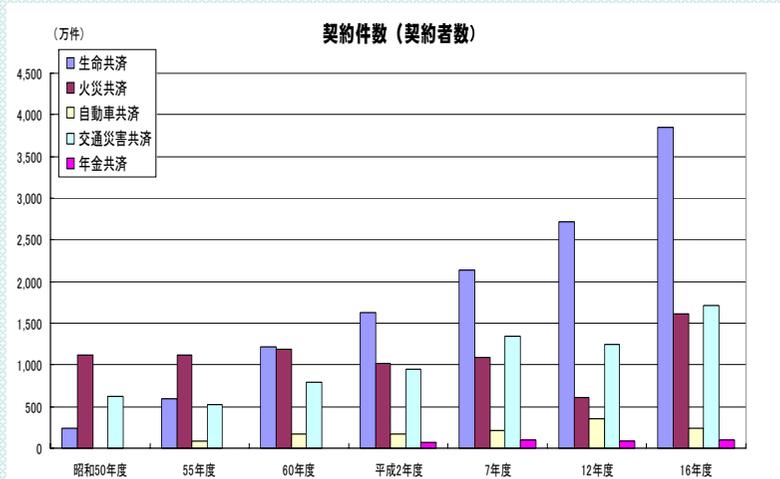
- 4 透明性(外部からの監視)
 - (1) 経営情報の開示の義務づけ…………… 26
 - (2) 外部監査…………… 27
- 5 契約締結時の契約者保護
 - (1) 共済推進時の禁止行為等…………… 29
 - (2) 共済代理店…………… 32
 - (3) クーリングオフ…………… 34
- 6 破綻時の契約者保護
 - (1) 契約条件の変更…………… 36
 - (2) 契約の包括移転…………… 38
 - (3) セーフティネット…………… 40
- 7 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施
 - (1) 共済金の最高限度額の見直し…………… 42
 - (2) 保険代理…………… 44
 - (3) 資産運用…………… 46
 - (4) 事業規約変更の手続きの簡素化…………… 48
 - (5) 職域組合における退職者の組合員資格…………… 49

(全19項目)

総論

共済制度の見直しの基本的考え方

共済事業の規模の拡大 (契約件数の増加、事業の複雑化等)



共済制度を
取り巻く状況

他法の動向
(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は本年6月に改正済み)

契約者保護の必要性の指摘や
規制強化の要請
(金融審議会金融分科会第一部会報告書や
生命保険協会からの規制改革要望)

契約者保護の観点から、その健全性を担保することは時代の要請

共済関係の規制整備は早急な対応が必要

○ 消費生活協同組合法制定当時における共済事業は、厳密な計数に基づくものではなく、吉凶禍福に対する祝金、弔慰金、見舞金又は手当金の程度であったとされている。

○ しかしながら、経済の成熟化に伴い、国民の特定の事故等に着目して共済金を支払う事業に対する要求が高まり、生命共済、火災共済などの厳密な保険数理に基づく共済が制度化されたことに始まり、その後になって年金共済が制度化されるなど、消費生活協同組合が実施する共済事業は多様性を増してきている。

○ また、契約件数等の増加にみられるように、生協が実施する共済事業の規模は拡大している。

○ このような中、他の協同組合法である農業協同組合法や中小企業等協同組合法においても、契約者保護の観点から、それぞれ平成16年、本年6月に改正が行われたところである。

○ 一方、生協に関しては、資料4のとおり、共済事業に関する一定の規制が設けられているところであるが、共済事業の規模が拡大し、種類が多様化している現状にかんがみれば、現行の規制だけでは、すべての組合が共済事業の健全な運営を確保することは困難であると考えられる。

○ このため、生協の実施する共済事業について、契約者保護のための規制の整備を行うことは時代の要請であり、早急な対応が必要であると考えられる。

○ なお、検討を行う際は、生協が実施する共済事業の実態や生協の特質などを十分に考慮することが必要である。

共済(保険)制度に関する規制の各法比較

事 項	生 協 法	農 協 法	改正中協法(事業協同組合等)		保険業法	
			特定共済組合※	一般組合	保険会社	少額短期
1. 入口規制						
(1)最低出資金	×	○10億円(連合会) 1億円(単協)	○ 1千万円 (再共済3千万円)	×	○ 10億円	○ 1千万円
2. 健全性(内部の体力充実)						
(1)諸準備金の充実	○(種類少ない)	○	○	○	○	○
(2)共済計理人の活用	×(局長通知)	○	○	○	○	○
(3)共済事業とのリスク遮断	×	○	○	×	○	○
(4)健全性基準	×	○	○	×	○	○
3. 透明性(外部からの監視)						
(1)経営情報の公開の義務づけ	△(努力義務、公衆縦覧なし)	○	○	○	○	○
(2)外部監査	×	△	△	△	△	△
4. 契約締結時の契約者保護						
(1)共済推進時の禁止行為等	×(局長通知)	○	○	○	○	○
(2)共済代理店	×	○	○	○	×	×
(3)クーリングオフ	×	○	○	○	○	○
5. 破綻時の契約者保護						
(1)契約条件の変更	×	○	○(定款の範囲内)	○(同左)	○	×
(2)契約の包括移転	○(自賠償共済のみ)	○	○	○	○	○
(3)セーフティネット	×	×	×	×	○	×
6. 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施						
(1)共済金の最高限度の見直し	○	×	×	×	×	○ 1千万円
(2)保険代理	×	○	○	○	○	○
(3)資産運用	個別論点ペーパー参照					
(4)事業規約変更の手續の簡素化	×	○	△	△	○	○

※ 共済事業を実施する事業協同組合等であって、組合員数が1000人超(予定)のもの又は再共済事業等を実施する事業協同組合

生協の行う共済事業に対して措置を講じる場合の基本的枠組について

生協の共済事業と措置の現状

【共済事業の現状】

- 生協の共済事業は、農協と異なり、連合会が共同元受で、かつ、支払責任を全額負っているものではなく、各消費生活協同組合が独自に共済事業を実施しているものも多い。
- 規模、事業内容も、見舞金的なものから、複雑かつ高度なものなど、多岐にわたっている。

【措置の現状】

- 組合員数の少ないものも含め、すべての組合に対し、健全な運営を確保するための一定の措置が導入されている。

他の制度共済の状況

- 農協法
連合会が共同元受で、かつ、支払責任を全額負っており、全ての共済事業に一律に規制措置を講じている
- 中協法(事業協同組合等)
共済金額等に照らして契約者の保護を確保することが必要なもの以外は、規制の対象から外しているが、それ以外は一律に規制し、さらに特定の規制項目(兼業規制等)については、組合員数が一定規模(1000人超を予定)のものに上乗せで規制している。

以下のような基本的枠組にしてはどうか。

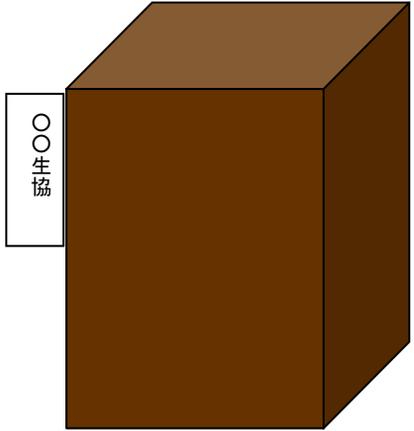
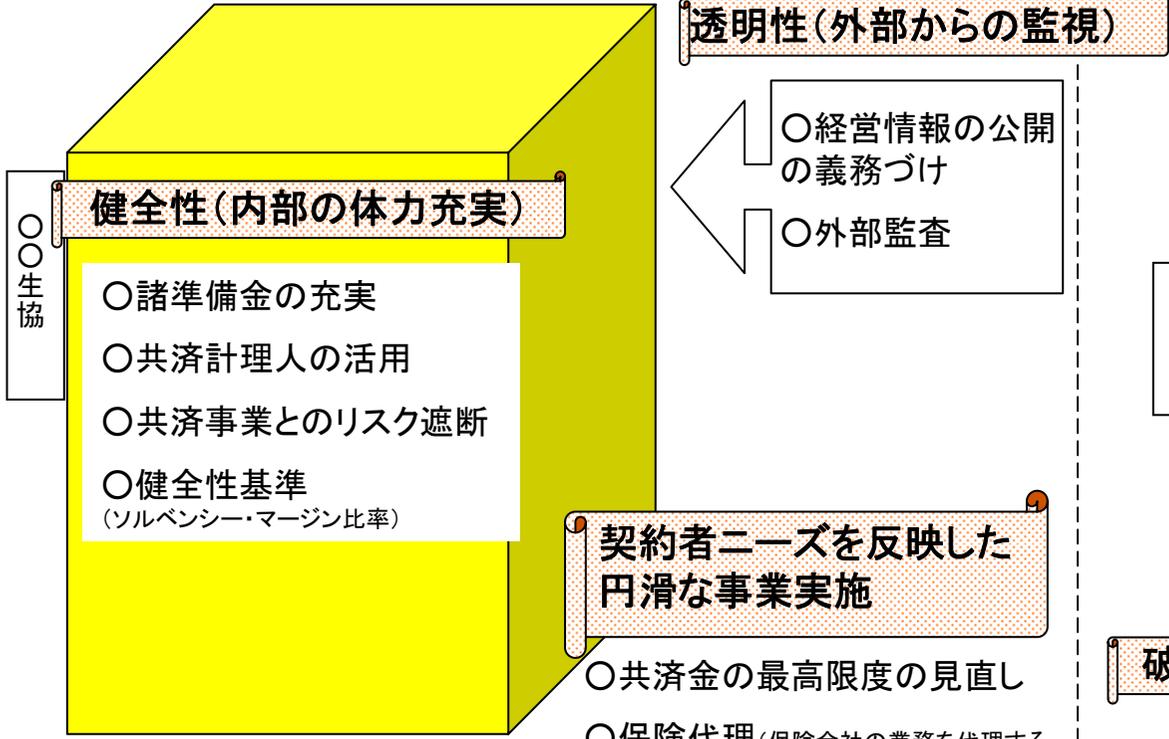
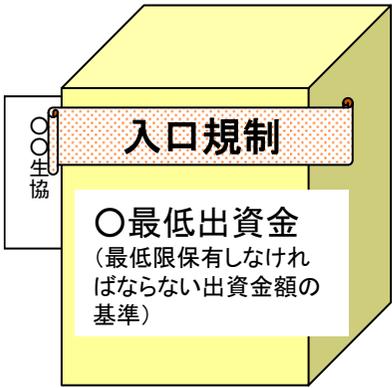
- これまでと同様、組合員数の少ないものも含め、一律に規制措置を講じることを基本とする。
- ただし、共済金額が極めて低額な給付のみを実施している場合は、規制の対象から外すこととする。
(現在は、共済金額5万円以下の共済事業については、共済事業規約の認可が不要とされている)
- 特定の項目については、消費者の相互扶助組織という生協の特質を損なわないよう、一定の組合について、さらに上乗せして措置を講じる。

共済制度をめぐる検討項目の位置づけ

共済事業開始

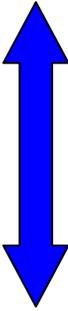
健全で適正な事業の実施

経営悪化時



契約締結時の契約者保護

- 共済推進時の禁止行為等
- 共済代理店
- クーリングオフ



契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 共済金の最高限度の見直し
- 保険代理(保険会社の業務を代理することができる制度)
- 資産運用
- 事業規約変更の手続きの簡素化
- 職域組合における退職者の組合員資格

契約者

各 論

共済制度の見直しの論点

入口規制

○最低出資金

最低限保有すべき出資金額の基準を設定

健全性

○諸準備金の充実

積立が義務づけられる準備金の種類の拡充、利益準備金の積立割合の引き上げ

○共済計理人の活用

一定の組合については、共済計理人の選任や、責任準備金の積立や割戻しに関する関与を義務づけ

○共済事業とのリスク遮断

共済事業と他事業の兼業の禁止等

○健全性基準

行政監督上の指標(ソルベンシー・マージン比率)を設け、それを基に行政庁が経営の健全性を判断する制度の創設

透明性

○経営情報の公開の義務づけ

共済事業を行う組合の業務及び財産の状況に関する説明書類について、公衆縦覧を義務づけ

○外部監査

規模が一定以上の共済事業を行う組合については、外部の公認会計士や監査法人による監査を義務づけ

円滑な事業実施

○共済金の最高限度の見直し

現行制度で定められている共済金の最高限度のあり方を検討

○保険代理

共済事業を行う組合による保険代理業の実施

○資産運用

運用方法の範囲を広げると共に割合に関する規制の見直し

○事業規約変更の手続きの簡素化

事業規約変更の手続きについて、一部を簡素化

○職域組合における退職者の組合員資格

職域組合における退職者への組合員資格の付与

契約締結時の契約者保護

○共済推進時の禁止行為等

契約締結時の禁止行為等を定め、また、共済事業の健全な運営を確保するための措置を義務づけ

○共済代理店

共済代理店に関する規定を整備し、共済推進時等の禁止行為を適用

○クーリングオフ

破綻時の契約者保護

○契約条件の変更

事業継続が困難な組合における契約条件の変更や、行政庁による共済契約の解約に係る業務停止等の命令

○契約の包括移転

共済契約を他の共済事業実施組合に包括的に移転することを可能にする制度

〈 1. 規制対象の範囲 〉

1-(1) 共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の見直し

生協の現状

- ・ 共済契約者1人につき共済金額の総額が5万円を超えないことを定める規約の設定、変更又は廃止については、
 - ① 行政庁の認可が不要とされているが、
 - ② 共済事業に係る規制の対象からは、法令上ははずされていない。
- ・ この5万円という額は、共済事業規約の認可等を不要とする規定が設けられた当初(昭和34年)から見直されていない。

他制度の状況

農協法

- ・ 行政庁の認可が不要とされていたり、規制の対象からはずされている共済事業はない。
※ 農協の場合、各単位農協がJA共済連と共同引受で、かつ、共済金の支払い責任を全額JA共済連が負うシステムとなっており、この全体に対して一律に規制が講じられているためであると考えられる。

中協法

- ・ 共済金額等に照らして契約者の保護を確保することが必要でないもの(現行:共済金額30万円未満。現在引き上げを検討中)については、共済事業の定義から除外され、
 - ① 行政庁の認可が不要とされるとともに、
 - ② 共済事業にかかる規制の対象からもはずされている。

保険業法

- ・ 契約者数1000人以下の者を相手方とするものは法の適用はないが、額については特段の適用除外措置は講じられていない。

改正の方向性

- ・ 共済金額が極めて低額で見舞金的な給付のみを実施している場合は、
 - ・ 組合員による自治運営に委ねることが可能であり、
 - ・ 5万円という額は、昭和34年以来、見直されていない
- ので、これを引き上げるとともに、共済事業にかかる規制の対象から、法令上も明確にはずすこととしてはどうか。

(注)昭和34年の5万円の現在価値:物価上昇率で見ると、約28万円、賃金上昇率で見ると、約90万円、勤労者世帯家計支出で見ると、約64万円。

〈 2. 入口規制 〉

2-(1)最低出資金

制度の概要

共済事業を行う組合の健全性を保つために、最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準を設定する制度

生協の現状

法令上、最低出資金に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・以下のとおり、最低出資金が設定されている

- ①組合員数が1000人未満である組合又は地区全部が地勢等の地理的条件が悪く、かつ、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定する農業協同組合:1000万円
- ②①以外の農業協同組合:1億円
- ③全国を地区とする農業協同組合連合会:100億円
- ④③以外の連合会:10億円

中協法

・以下のとおり、最低出資金が設定されている

- ①組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う事業協同組合等、火災共済協同組合、その会員たる組合の組合員数が一定以上の事業協同組合連合会:1000万円
- ②再共済又は再々共済事業を行う事業協同組合又は事業協同組合連合会:3000万円
- ③火災共済の再共済事業を行う協同組合連合会:5000万円

保険業法

・以下のとおり、最低資本金が設定されている

- ①保険会社:10億円
- ②少額短期保険業者:1000万円

改正の方向性

財政的に脆弱な組合が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会が最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準を設定することとしてはどうか。

〈 3. 健全性（内部の体力充実） 〉

3-(1) 諸準備金の充実

制度の概要

財務の健全性を確保し、十分な支払余力を確保するため、責任準備金等諸準備金を積み立てることを義務づける制度

生協

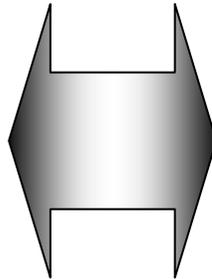
諸準備金の種類が少ない

責任準備金 (共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるための準備金)

異常危険準備金 (台風等の巨大損害等、大数の法則が機能しない損害に備えるための準備金)

支払備金 (普通支払備金) 等

利益準備金
(剰余積立: 剰余金の1/10)



農協法等

諸準備金の種類が多い

責任準備金

異常危険準備金 (保険(共済)リスク(※1)、予定利率リスク(※2)に分別))

支払備金 (普通支払備金) 等

利益準備金
(剰余積立: 剰余金の1/5)

IBNR備金
(既発生未報告 支払備金)

価格変動準備金

※1 実際の保険(共済)事故の発生率等が通常の前測を超えることにより発生し得る危険

※2 責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険

生協の現状

準備金の種類については、次頁の表参照。また、定款で定める額(出資総額の2分の1以上)に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければならないとされている。

他制度の状況

農協法

- ・積立が義務づけられている準備金については、次頁の表参照
- ・定款で定める額(出資総額以上)に達するまでは、毎事業年度の剰余金の5分の1以上を利益準備金として積み立てなければならないこととされている

中協法

- ・積立が義務づけられている準備金については、次頁の表参照
- ・定款で定める額(出資総額以上)に達するまでは、毎事業年度の剰余金の5分の1以上を利益準備金として積み立てなければならないこととされている

保険業法

- ・積立が義務づけられている準備金については、次頁の表参照
- ・剰余金の配当をする場合には、株式会社は、内閣府令で定めるところにより、当該配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を準備金として計上しなければならないとされている

改正の方向性

- ・より一層、財務の健全性を確保し、十分な支払余力を確保するため、他の協同組合における準備金制度を参考にしつつ、価格変動準備金を新設するなど、積み立てることが義務づけられる準備金の種類を拡充することとしてはどうか。
- ・共済事業の健全性を確保するためには、一定程度の自己資本の充実が不可欠であることから、利益準備金の積立割合を10分の1から5分の1に引き上げ、積立限度額は出資総額の2分の1以上から出資総額以上に引き上げることとしてはどうか。

諸準備金の比較

積立金等	内 容	生 協 法	農 協 法	中 協 法	保 険 業 法
価格変動準備金	保有資産のうちの株式等の価格下落に備えるための準備金	—	法11条の15	—	法115条
責任準備金	共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるための準備金	法50条の5	法11条の13	法58条	法116条
未経過共済掛金	事業年度末において、未経過の共済掛金	規則14条	規則31条	規則5条の4 及び5条の6	規則69条(生保) 規則70条(損保)
共済掛金積立金	共済契約に基づき将来の債務履行のための共済数理に基づき計算した積立金	規則14条	規則31条	—	同上
払戻積立金	共済掛金の全部又は一部の払戻しを約した契約における払戻に充てる金額を積立金	規則14条	—	規則5条の5	—
払戻積立金	運用益の払戻しを約した契約における払戻しに充てる金額を積立金	—	—	—	規則69条(生保) 規則70条(損保)
標準責任準備金	長期の契約で、積立方式及び積立利率を金融庁長官が定め、それに基づき積み立てる準備金	—	—	—	規則68条
危険準備金	将来発生が見込まれる危険に備えて、保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクに区分して積み立てる準備金	—	規則31条	—	規則69条(生保)
異常危険準備金	台風等の巨大損害等、大数の法則が機能しない損害に備えるための準備金(共済(保険)リスク)	規則14条	規則31条	規則5条の7	規則70条(損保)
支払備金	事業年度末において、支払義務が発生している共済金等を積み立てる備金	—	法11条の14	法58条	法117条
普通支払備金	支払義務が発生しているが、共済金等支出していないもの(未払いの共済金)に対する備金	規則13条	規則34条	規則5条の3	規則73条
既発生未報告	支払事由の発生の報告を受けていないが、支払事由が既に発生したと認める共済金に対する備金	—	規則33条 及び34条	—	規則72条 及び73条

注)中協法については、法改正に伴う省令の整備が行われていないため、省令の内容については、平成18年9月8日現在のもの。
ただし、中小企業政策審議会組織連携部会報告書において、基準及び支払準備金については、他制度を参考にその規定を整備するとされている。

3-(2) 共済計理人の活用

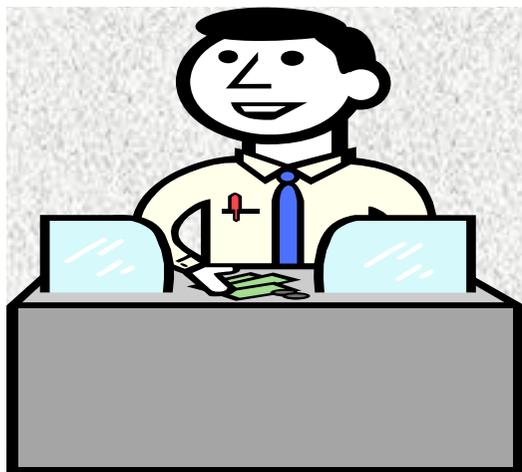
制度の概要

共済事業の数理的特質にかんがみ、その長期にわたる経営の健全性を確保するため、特殊の高等数学等の知識を有する共済計理人の選任、関与を義務づける制度

共済の数理に関して必要な知識・経験を有する者

日本アクチュアリー会等の会員等であって、一定の経験年数を持った者

共済計理人



共済事業を実施する生協

共済数理に関する以下の事項に関与

- ・共済掛金の算出方法
- ・責任準備金の算出方法
- ・契約者割戻しに係る算出方法

毎事業年度末、以下の事項について確認の上、理事会に意見提出

- ・責任準備金が適正に積み立てられているか
- ・契約者割戻しが公正・公平に行われているか

[選任]

生協の現状

- ・法令上、共済計理人の選任等に関する規定は存在しないが、通知により、共済期間が1年を超え、かつ、共済掛金等の算出に際して共済数理の知識等を要する共済事業を行う組合に対して、共済計理人の選任、関与を求めている。
- ・また、共済事業を行う組合が共済契約者に対して割戻しを行う場合は、厚生労働大臣の承認を得て、契約者割戻準備金として積み立てなければならないとされている。

他制度の状況

農協法

- ・契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合や契約者割戻しを行う場合には、共済計理人を理事会で選任しなければならないが、共済計理人は、事業年度末に、責任準備金の積立や契約者割戻しについて確認した上で、その意見書を理事会や行政庁に提出しなければならないとされている

中協法

- ・一定の組合については、共済計理人を理事会で選任しなければならないが、共済計理人は、事業年度末に、責任準備金の積立や契約者割戻しについて確認した上で、その意見書を理事会や行政庁に提出しなければならないとされている

保険業法

- ・保険会社のうち生命保険会社及び契約者配当等を行う又は契約期間が長期であって保険数理の知識経験を要する保険契約を取り扱う損害保険会社については、保険計理人を取締役会で選任しなければならないが、保険計理人は、保険料、責任準備金の算出方法等に関与するとともに、毎決算期において責任準備金の積立の妥当性等について確認した上で、その意見書を取締役会や内閣総理大臣に提出しなければならないとされている
- ・少額短期保険業者についても同様

改正の方向性

- ・共済事業の経営の健全性を確保するため、契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合や契約者割戻しを行う場合には、共済計理人の選任を義務づけ、責任準備金の積立の妥当性や割戻しの公正性に関して意見書の提出を義務づけるなど法令上の規定を新たに設けることとしてはどうか。
- ・また、割戻しの公正さを共済計理人が確認することとした場合、現在行われている厚生労働大臣の承認は不要としてはどうか。

共済計理人の活用に関する通知（概要）

1. 共済計理人の選任

原則として、共済期間が1年を超え、かつ、共済掛金及び責任準備金の算出に際して共済数理の知識等を要する事業を実施する組合は、共済計理人の選任をすること

2. 共済計理人の業務

○ 共済数理に関する以下の事項に関与する

- ・共済掛金の算出方法
- ・責任準備金の算出方法
- ・契約者割戻しに係る算出方法

○ 毎事業年度末、以下の事項について確認の上、理事会に意見書を提出する

- ・責任準備金が適正に積み立てられているか
- ・割戻しが公正・衡平に行われているか

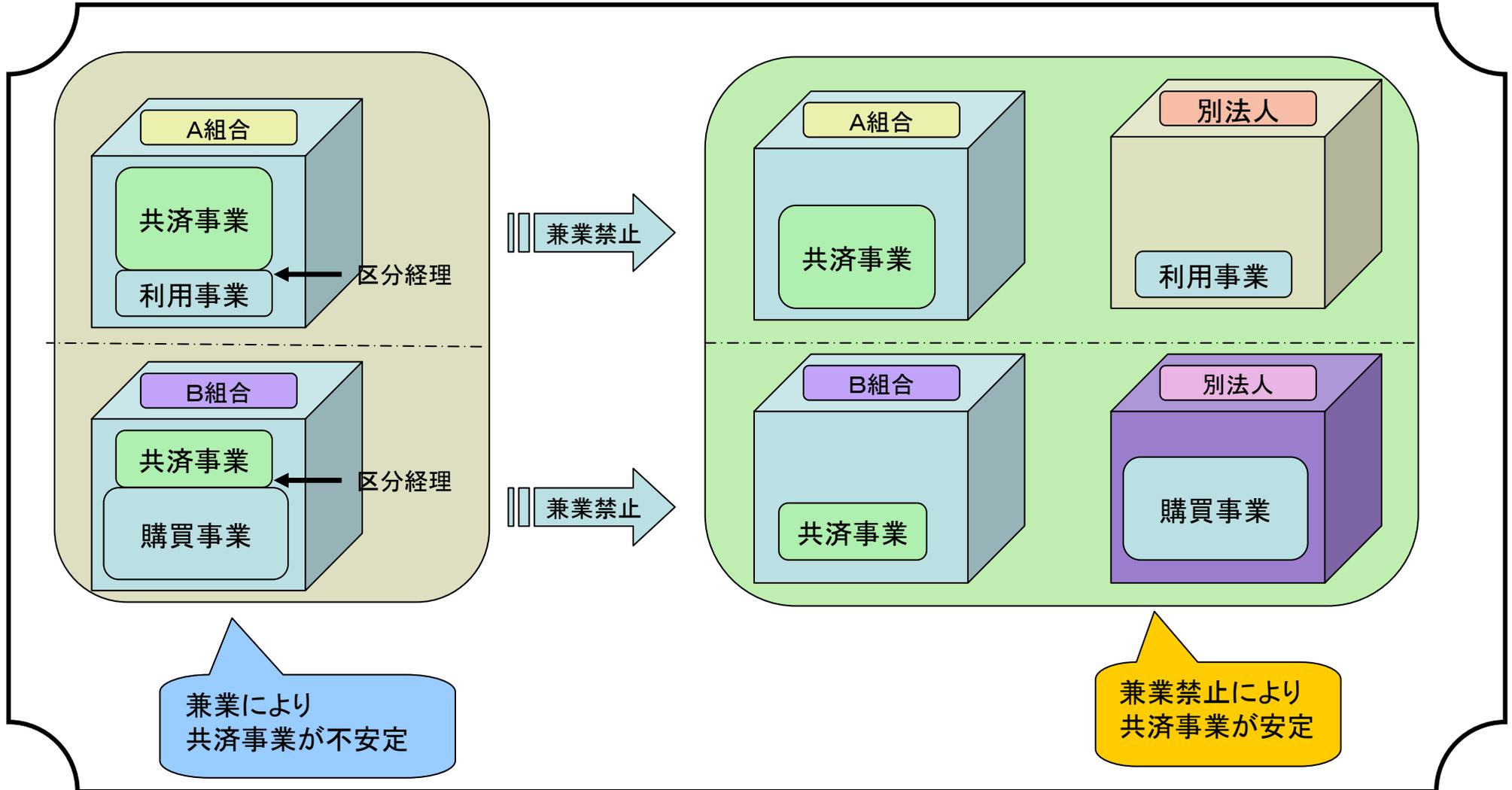
3. 共済計理人の要件

日本アクチュアリー会又は日本年金数理人会の会員等であって、一定の経験年数を持った者

3-(3) 共済事業とのリスク遮断

制度の概要

共済事業の独立した健全な運営を確保するため、共済事業とその他の事業の兼業を禁止又は制限する制度



生協の現状

共済事業と他の事業の兼業を禁止又は制限する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・共済事業を行う農業協同組合連合会は、共済事業とそれに附帯する事業、保険代理業以外の他の事業を行うことができない

中協法

- ・組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合、再共済又は再々共済事業を行う事業協同組合は、共済事業とその附帯事業、保険代理業以外の他の事業を行うことができない。ただし、行政庁の承認を受けたときは除く
- ・その会員たる組合の組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う協同組合連合会、再共済又は再々共済事業を行う協同組合連合会も同様
- ・火災共済協同組合は、火災共済事業とそれに附帯する事業、保険代理業を行うことができる

保険業法

- ・保険会社は、保険の引受に付随する一定の業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない

改正の方向性

生協については、組合が実施する共済事業の規模、事業内容が多岐にわたること及び組合員のニーズに対応して共済事業が発展してきたことを十分踏まえる必要はあるものの、共済事業の健全な運営を確保するため、一定規模の組合や、再共済又は再々共済事業を行う消費生活協同組合連合会について、兼業規制を導入することについてはどう考えるか。

3-(4)健全性基準

制度の概要

通常の見込みを超えて発生するリスクに対応できる支払余力(ソルベンシー・マージン)を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標(ソルベンシー・マージン比率)を設け、それを基に行政庁が経営の健全性を判断する制度

ソルベンシー・マージン(支払い余力)比率

大災害や株の大暴落など、通常の見込みを超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標 (ソルベンシーマージン総額/リスク総額×2)
→ 200%を下回った場合に早期是正措置(※)

※ 早期是正措置の内容

100%以上200%未満	経営の健全性確保のための改善計画の提出及びその実行命令
0%以上100%未満	共済金の支払能力の充実に資する措置(役員賞与の禁止、剰余金の分配の禁止等)に係る命令
0%未満	期限を付した業務の全部又は一部停止の命令

生協の現状

法令上、健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・共済事業を行う組合の経営の健全性を判断するための基準について法定されており、また、当該基準に基づく経営の健全性確保のための改善計画の提出及びその実行命令などの行政庁の早期是正措置に関する規定も法定されている

中協法

・組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う事業協同組合等、再共済又は再々共済事業を行う事業協同組合、火災共済協同組合、火災共済の再共済事業を行う協同組合連合会、会員たる組合の組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う事業協同組合連合会、再共済又は再々共済事業を行う事業協同組合連合会について、農協と同様に、健全性基準及びそれに基づく行政庁の早期是正措置に関する規定が法定されている

保険業法

・保険会社及び少額短期保険業者に関して、経営の健全性を判断するための基準について法定されており、また、当該基準に基づく行政庁の早期是正措置に関する規定も法定されている

改正の方向性

共済事業の健全性を確保するため、ソルベンシー・マージン比率について法定し、同比率に基づく経営の健全性確保のための改善計画の提出及びその実行命令などの行政庁による早期是正措置を導入することとしてはどうか。導入する場合、どの範囲に対して導入するか。

〈 4. 透明性（外部からの監視） 〉

4-(1) 経営情報の開示の義務づけ

制度の概要

財務状況等の透明性を担保することにより、共済事業の健全性を確保するため、業務及び財産の状況に関する説明書類を組合の事務所に備え置き、公衆縦覧に供する制度

生協の現状

法令上、業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧を義務づける規定はないが、省令において、組合は、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報の開示に努めることとされている。

他制度の状況

農協法

・組合は、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、事務所に備え置き、公衆縦覧に供することとされている

中協法

・同上

保険業法

・同上

改正の方向性

新たに組合に加入し、契約を締結する潜在的な組合員に広く情報提供することが必要であることや、共済事業は事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であると考えられることから、業務及び財産の状況に関する説明書類について、公衆縦覧を義務づけることとしてはどうか。

4-(2)外部監査

制度の概要

財務状況の健全性を確保するため公認会計士・監査法人による監査を義務づける制度

生協の現状

法令上、公認会計士や監査法人による監査に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・全国農業協同組合中央会による決算関係書類の監査が、負債総額200億円以上の連合会に対して義務づけられている。(なお、農協の場合、各単位農協がJA共済連と共同引受で、かつ、共済金の支払責任を全額JA共済連が負うシステムになっている)

中協法

・共済事業を行う組合のうち、負債額が一定以上のものについては、公認会計士又は監査法人による決算関係書類の監査が義務づけられている

保険業法

・保険会社のうち、会計監査人設置会社については、公認会計士又は監査法人による決算関係書類の監査が義務づけられている

改正の方向性

財務状況の健全性を確保するため、例えば、負債額を基準として、規模が一定以上の共済事業を実施する組合については、外部の公認会計士又は監査法人による監査を義務づけることとしてはどうか。

〈 5. 契約締結時の契約者保護 〉

5-(1) 共済推進時の禁止行為等

制度の概要

適正な推進行為による契約者保護の確保の観点から、組合の役職員等が推進を行う上で遵守すべき事項及び共済事業の健全・適切な運営を確保するための措置を定める制度

共済推進時等に禁止される行為

- ・ 契約者等に対して、虚偽のことを告げ、又は契約条項のうち重要なことを告げないこと
- ・ 契約者等が組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げるよう勧奨すること
- ・ 契約者等が組合に対して重要な事項を告げるのを妨げ、告げないことを勧奨すること
- ・ 契約者に対して、不利益となる事実を告げずに、既に成立した契約を消滅させて新たに申込みをさせること
- ・ 契約内容につき他の共済・保険契約と比較したものであって、誤解させるおそれのあるものを表示すること
- ・ 組合の関連法人等が契約者に対して、特別の利益供与をしていることを知りながら、契約の申込みをさせること
- ・ 契約者や不特定の者に対して、契約に関する事項で判断に影響を及ぼすような重要な事項につき、誤解させるおそれのあるものを表示すること 等

共済事業の健全な運営を確保するために組合が講ずべき措置

- ・ 組合の役員、使用人等の公正な共済契約の締結、その代理又は媒介を行う能力の向上を図るための措置
- ・ 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理、媒介に際して、役員等が契約者等に対し、契約内容のうち重要な事項を記載した書面の交付などの適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置 等

生協の現状

共済の推進に際しての禁止行為（不実告知、重要事項不告知等）や組合が行う広告・宣伝について通知で定めているが、法令上、推進を行う上で禁止される行為や重要事項の説明義務や事業の健全な運営を確保するための措置に関する規定はない。

他制度の状況

農協法

・共済事業を実施する組合、共済代理店は、共済契約者や被共済者に対して、虚偽のことを告げたり、重要事項を告げない等の一定の行為を行ってはならないとされ、また、組合は重要な事項の利用者への説明等の事業の健全な運営を確保するための措置を講じなければならないとされている

中協法

・共済事業を実施する組合、共済代理店及びこれらの役職員は、共済契約者や被共済者に対して、虚偽のことを告げたり、重要事項を告げない等の一定の行為を行ってはならないとされ、また、組合は重要な事項の利用者への説明等の事業の健全な運営を確保するための措置を講じなければならないとされている

保険業法

・保険会社や少額短期保険業者、その役員、募集人等は、保険契約者や被保険者に対して、虚偽のことを告げたり、重要事項を告げない等の一定の行為を行ってはならないとされ、また、保険会社や少額短期保険業者は業務に係る重要な事項の顧客への説明等の業務の健全な運営を確保するための措置を講じなければならないとされている

※ 共済代理店については、32頁参照。

改正の方向性

契約者保護の観点から、組合や共済代理店及びこれらの役職員が虚偽のことを告げることなど、推進を行う上で禁止される行為について定め、かつ、共済事業に係る重要事項の説明その他健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずるよう義務づけることとしてはどうか。

共済契約推進時の遵守事項に関する通知（概要）

消費生活協同組合共済事業運営要綱（抄）

4. 組合員の加入

共済事業の安定をはかるためには、多数の組合員の加入を必要とすることは当然であるが、この場合においても消費生活協同組合として妥当を欠く方法は厳に戒めなければならないこと。特に次の点に留意すること。

- (1) 組合は、如何なる方法によるを問わず、組合の将来における利用分量割戻金又は出資額に応ずる配当金の金額について、これを約束し又は予想する宣伝をしてはならないこと。
- (2) 組合は、共済期間について共済契約者に誤解を生ぜしめるような宣伝をしてはならないこと。
- (3) 組合の役員又は共済契約推進担当者は、共済の契約締結に当たって次の行為をしてはならないこと。
 - ア 共済契約者又は被共済者に対して不実のことを告げ又は事業規約の規定のうち重要なことを告げないこと。
 - イ 共済契約者又は被共済者が組合に対して重要な事項を告げることを妨げ、又は告げないことを勧奨すること。
 - ウ 共済契約者又は被共済者が組合に対して重要な事項につき不実のことを告げるように勧奨すること。

消費生活協同組合が行う広告・宣伝について（抄）

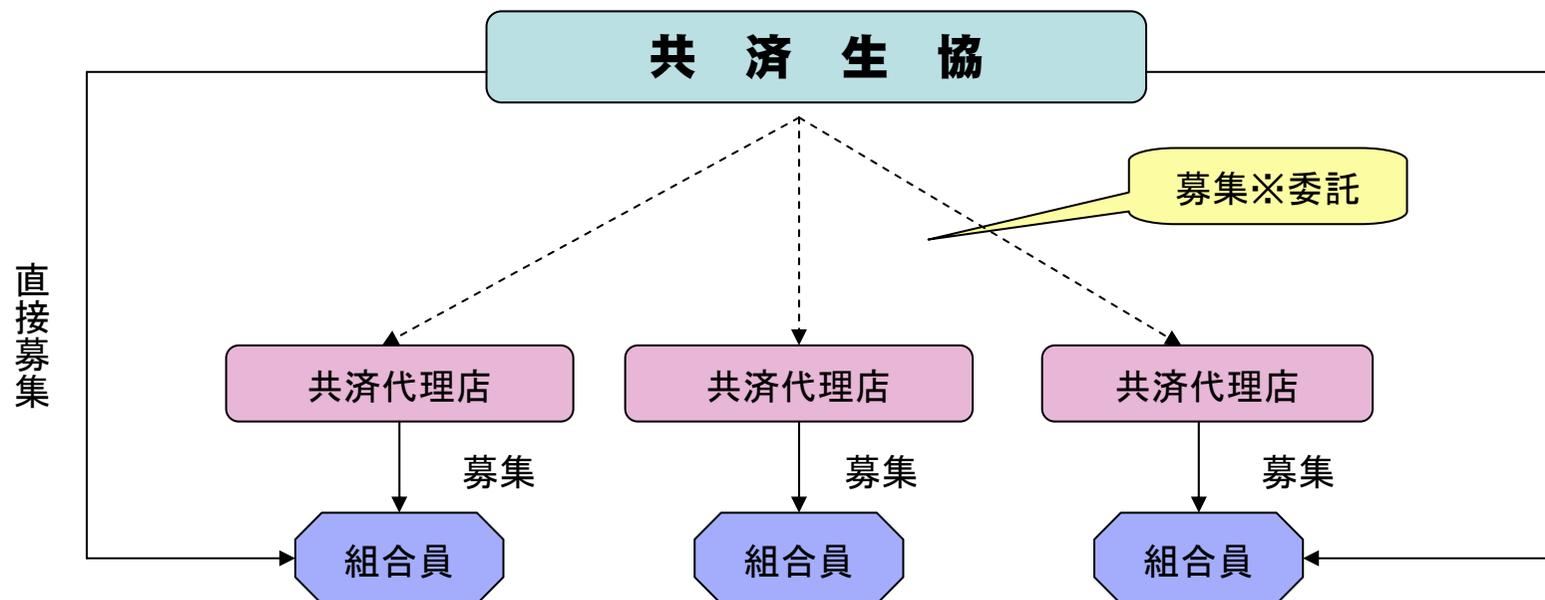
3. 特に、組合の提供する商品の内容や契約条件について、他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるもの、又は、次のように消費者の適正な商品選択を阻害する内容の広告・宣伝は、組合全体の社会的信用を失墜させるものであることから、厳に慎むこと。

- (1) 実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するもの。
- (2) 商品選択にとって重要でない事項を重要であるかのように強調して比較するもの及び比較する事項について組合に有利なもののみを恣意的に選び出すなど不公正な基準によって比較するもの。
- (3) 一般的、具体的な情報提供ではなく、他の商品等に重大な欠陥があるかのように事実を誤認させるなど単に他事業者又はその商品の中傷し、又は誹謗するもの。

5-(2) 共済代理店

制度の概要

組合の委託を受けて、その組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、その組合の役員又は使用人ではないものについて、法令上明確に共済代理店として位置づけた上で、共済代理店として行うべき義務等を定める制度



共済代理店とは組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないもの

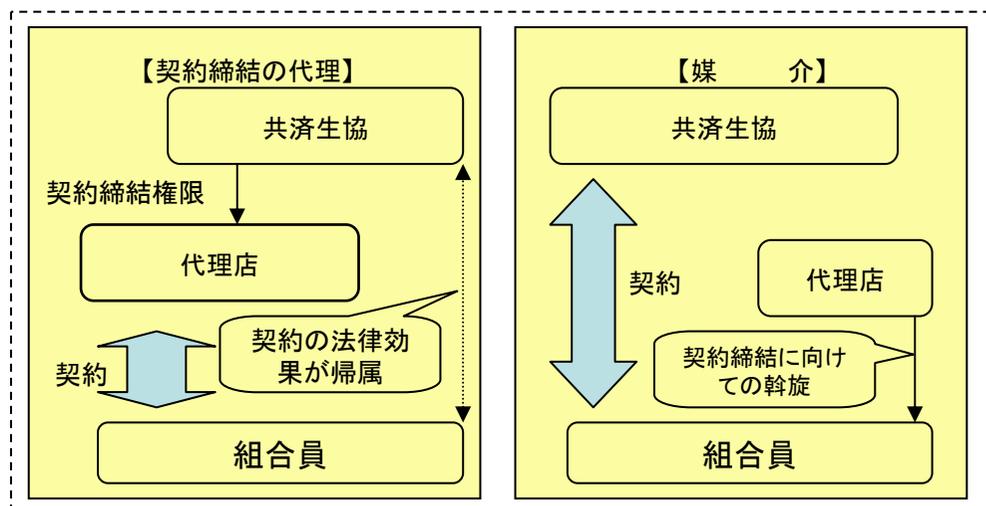
※

募集：共済契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

代理：代理人が共済生協のために意思表示をし、又はこれを受けることによってその法律効果が共済生協に帰属

媒介：斡旋のことで、他人の間に立って契約成立に尽力すること。

(代理と媒介の差異は、契約締結権限付与の有無)



生協の現状

法令上、共済代理店に関する明確な規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・共済代理店の規定が法律上設けられており、自動車共済及び自動車賠償責任共済に関する業務を実施できることとされている。
- また、共済代理店の設置等は行政庁に届け出なければならないこととされており、共済代理店にも共済契約締結時に禁止される行為の規定が適用される

中協法

- ・同上

保険業法

- ・保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者として、損害保険代理店を含む保険募集人等の規定が法律上設けられている。生命保険募集人、損害保険代理店等については、行政庁への登録が必要とされており、保険契約締結時に禁止される行為の規定が適用される

改正の方向性

共済代理店の設置に関する組合のニーズがあること及び組合の委託を受けて業務の一部又は全部を行う者に対しても共済推進時に禁止される行為に関する規定が適用されることが必要であることから、

- ・共済代理店の規定を設けた上で、共済代理店についても共済契約締結時に禁止される行為の規定の適用を受けるとし、また、その設置や廃止等に際しては、行政庁への届出を義務づけるなど、共済代理店に係る規定を整備することとしてはどうか。
- ・その際、組合員のニーズ等を踏まえれば、共済代理店が実施することができる業務の範囲については、限定する必要はないのではないか。

5-(3)クーリングオフ

制度の概要

民法の特例を設けることにより、共済契約の申込みまたは締結後の一定期間、申込者が申込みの撤回又は共済契約の解除を行い得ることとする制度

生協の現状

法令上、クーリングオフ制度に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・共済期間が1年以下である場合や当該共済契約が法令により加入が義務づけられているものである場合等を除き、書面により共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができる旨を定めたクーリングオフ制度に関する規定あり

中協法

・同上

保険業法

・同上

改正の方向性

クーリングオフ制度を導入し、共済期間が1年以下である場合等一定の場合を除き、書面により共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができることとしてはどうか。

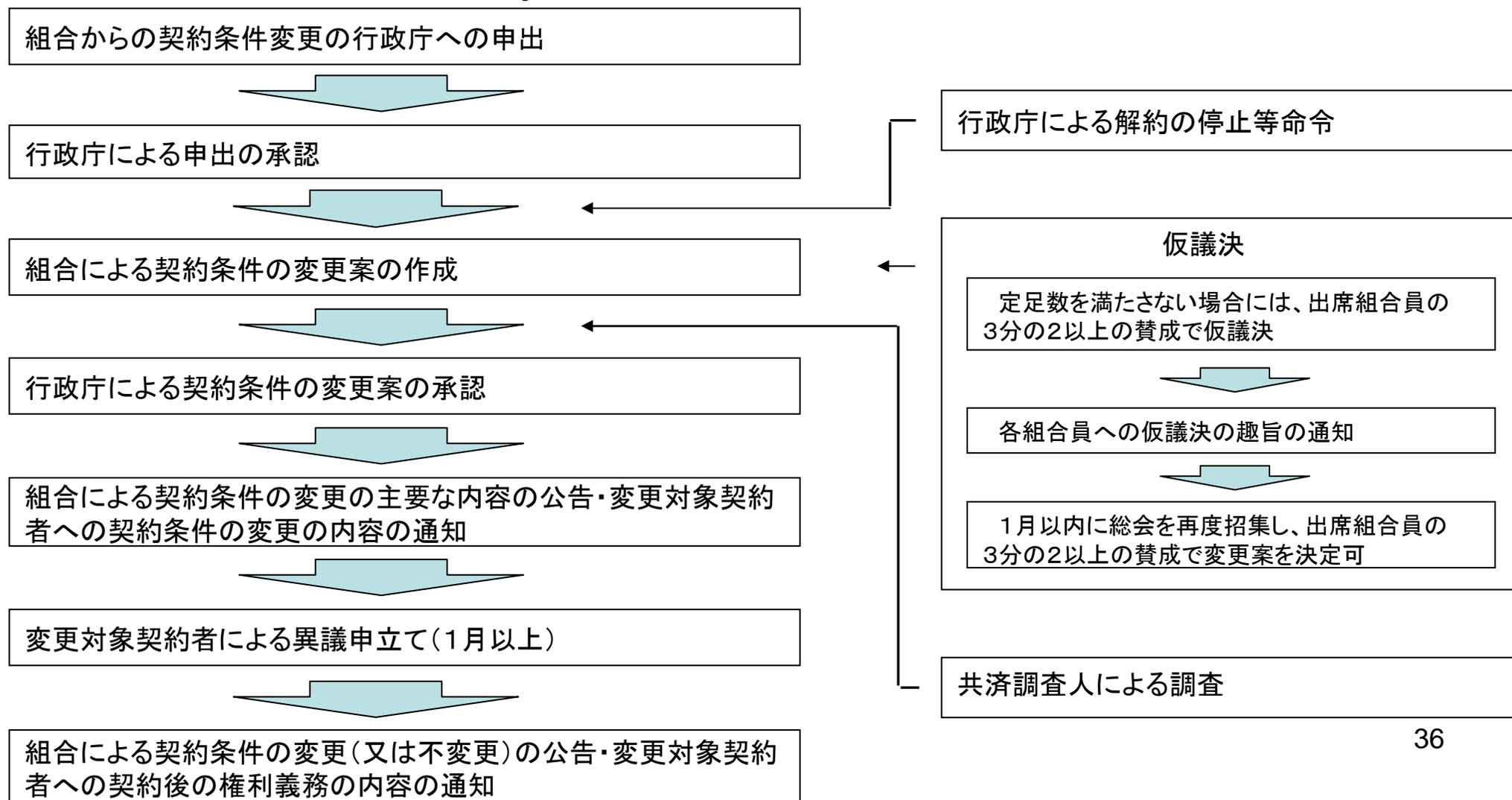
〈 6. 破綻時の契約者保護 〉

6-(1) 契約条件の変更

制度の概要

「逆ざや」問題を解決し、共済契約者の保護を図るための制度として、組合・共済契約者間の自治的な手続きにより、契約条件を変更する(予定利率を引き下げる)仕組み

契約条件の変更のスキーム



生協の現状

法令上、契約条件の変更に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・共済事業を行う組合は、その共済事業の継続が困難となる場合、行政庁に対し、共済金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができ、行政庁は、契約条件の変更を承認した場合、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、組合に対し、共済契約の解約に係る業務の停止等必要な措置を命ずることができる

中協法

・共済事業を行う組合の定款には、共済金額の削減及び共済掛金の追徴に関する事項を記載又は記録することとされており、定款に定めのある範囲での共済金額の削減、共済掛金の追徴が可能となっているが、行政庁による共済契約の解約に係る業務の停止等の措置に関する規定はない

保険業法

・保険会社は、その保険業の継続が困難となる場合、内閣総理大臣に対し、保険金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができ、内閣総理大臣は、契約条件の変更を承認した場合、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、保険会社に対し、保険契約の解約に係る業務の停止等必要な措置を命ずることができる

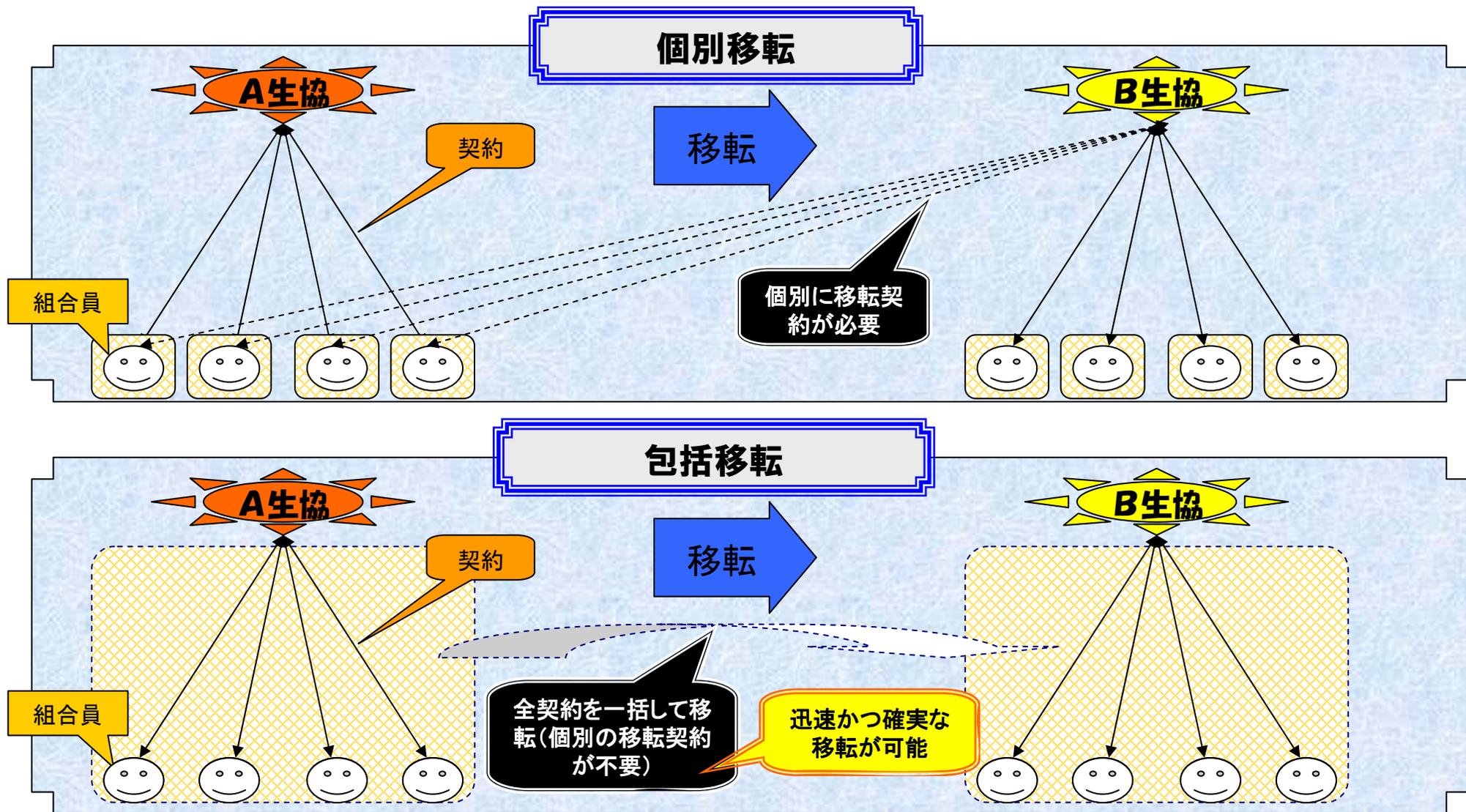
改正の方向性

契約条件の変更を可能とし、共済事業の継続を図ることにより契約者を保護するため、契約条件の変更を可能とし、さらに行政庁が共済契約の解約に係る業務の停止等の措置を命ずることができる規定を設けることとしてはどうか。

6-(2) 契約の包括移転

制度の概要

共済事業を行う組合が、共済契約を他の共済事業実施組合に包括的に移転することを可能にする制度



生協の現状

自動車賠償責任共済事業についてのみ、法律上、総会の議決による共済事業の全部又は一部の譲渡や共済契約の包括移転に関する規定が設けられている。

他制度の状況

農協法

・共済事業を行う組合は、総会の議決により、共済事業の全部又は一部を譲渡することができる。また、総会の議決により契約をもって共済契約の全部を包括して、共済事業を行う他の組合に移転することができる

中協法

・同上

保険業法

・保険会社は、他の保険会社との契約により保険契約を他の保険会社に移転することができる

改正の方向性

組合の破綻等による契約者の不利益を未然に回避することは、契約者保護に資することから、自賠責共済以外の共済契約の包括移転についても可能とすることとしてはどうか。

6-(3)セーフティネット

制度の概要

共済事業を行う組合が破綻した場合に、共済契約の移転等における資金援助等を行うことにより、共済契約者の保護を図ることを目的として、組合が資金を拠出して機構を設ける制度

生協の現状

法令上、保険契約者保護機構に類似した機構に関する定めは存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・契約者保護機構に関する規定はない

中協法

- ・同上

保険業法

- ・保険会社については、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助等を行う等により、保険契約者等の保護を図るため、保険契約者保護機構が設けられている
- ・少額短期保険業者については、一定の額を供託所に供託しなければならないとされており、これに被保険者等の先取特権を付与することで契約者の保護を図っている

改正の方向性

生協は実施する事業が多様であり、共済事業を実施する場合であっても、それが事業全体に占める割合は様々であり、組合が破綻する理由もさまざまなものがあることが予想されることから、共通の契約者保護機構により一律に契約者を保護することにはなじまないと考えられる。したがって、契約の包括移転、再共済・再保険のさらなる活用等により、リスクを分散することとしてはどうか。

〈 7. 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施 〉

7-(1) 共済金の最高限度額の見直し

制度の概要

共済金の最高限度を定める制度

生協の現状

- ・生協法第26条及び告示において、共済事故1件につき100万円を限度と規定。
- ・ただし、厚生労働大臣の許可を受けたときは、これによらないことができる。(局長通知にて共済種別ごとに最高限度額を規定。)

共済種別	生命	終身生命	年金	火災		風水害		地震		自動車		車両	傷害(交通災害)
				建物	動産	建物	動産	建物	動産	対人	対物		
最高限度額	5,000万円	2,000万円	90万円	4,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	800万円	400万円	無制限	無制限	1,000万円	1,000万円

消費生活協同組合法(昭和23年7月30日法律第200号)

(定款)

第26条 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

⑰ 組合員の生活の共済を図る事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度

～略～

3 厚生労働大臣は、第1項第17号の掛金及び共済金の最高限度を定めることができる。

4 前項の規定により厚生労働大臣が掛金及び共済金の最高限度を定めた場合において、組合は、厚生労働大臣の許可を受けたときは、同項に規定する最高限度によらないことができる。

～略～

消費生活協同組合法第26条第3項の規定に基づく共済金の最高限度を定める告示(昭和27年9月24日厚生省告示第255号)

消費生活協同組合法第26条第3項の規定に基づき、共済金の最高限度を次のように定める。

1 共済事故1件につき100万円 ～略～

2 消費生活協同組合(以下「組合」という。)が、特別な事由により、前号に定める最高限度によりがたい場合において、申請書に、その事由を記し、次の(一)から(四)までに掲げる書類を添え、地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合にあっては厚生労働大臣、その他の組合にあっては地方厚生局長に提出し、法第26条第4項の許可を受けたときはその額

～略～

他制度の状況

農協法

- ・最高限度額に関する規定はない

中協法

- ・同上

保険業法

- ・保険会社については、同上
- ・少額短期保険業者については、保険金額が1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下。これを超えると通常の保険業となる。

- 疾病による重度障害・死亡 300万円
- 疾病・傷害による入院給付等 80万円
- 傷害による重度障害・死亡 600万円
- 損害保険 1,000万円

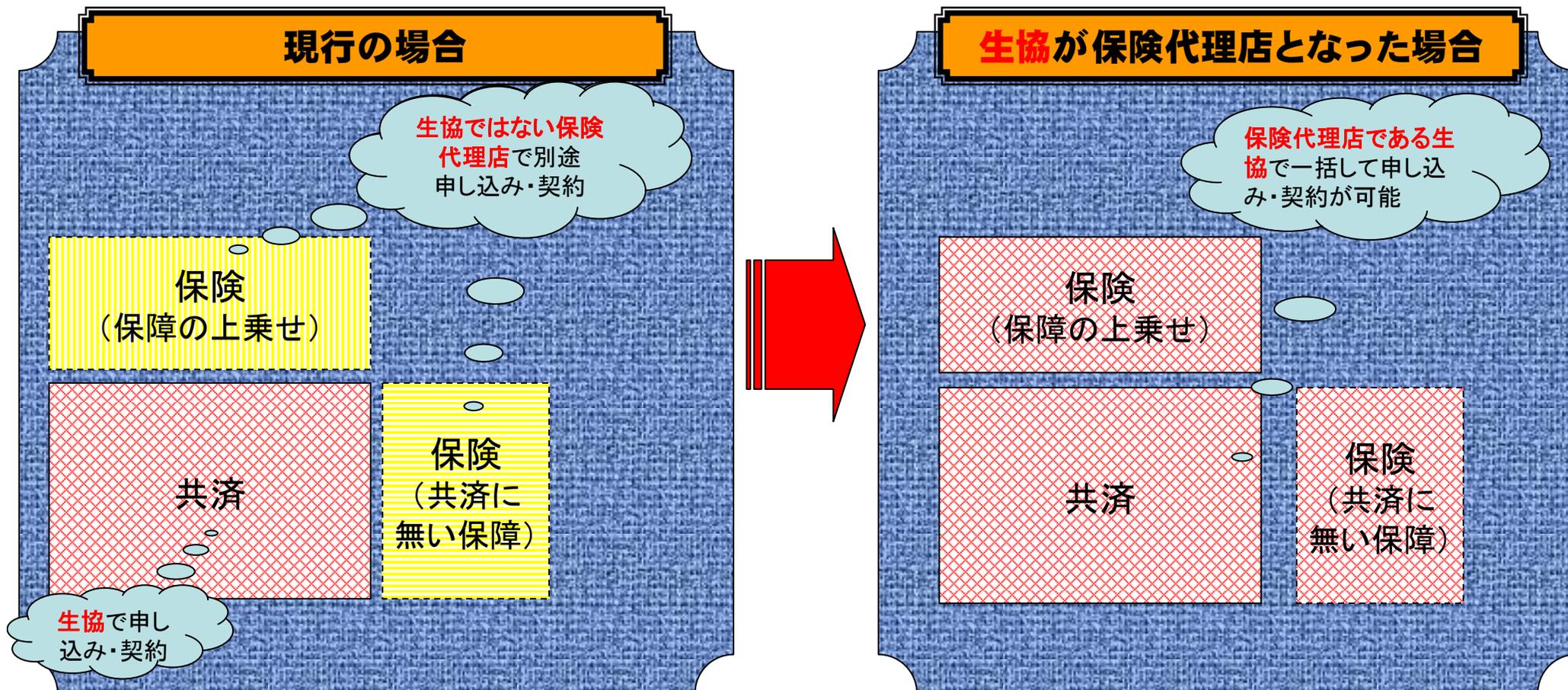
改正の方向性

定款の記載事項として共済金額の最高限度が定められており、共済事業規約について行政庁の認可が必要とされていること等から、今後は、共済金額の最高限度額規制を撤廃することとしてはどうか。

7-(2) 保険代理

制度の概要

組合が保険会社その他これに準ずる者の業務の代理又は事務の代行の事業を行うことができることとする制度



生協の現状

法令上、保険代理業に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・共済事業を行う組合は、組合員のために、保険会社の業務の代理又は事務の代行を行うことができる

中協法

・事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合は、保険会社の業務の代理又は事務の代行を行うことができる

保険業法

・他の保険会社、その他金融業を営むものの業務の代理又は事務の代行を行うことができる

改正の方向性

共済事業を実施する組合が保険代理業を実施できることとした場合には、自らが実施する共済事業とは異なる種類の保険商品を取り扱うこと等により、組合員の様々なニーズを満たすことが可能になり、その利便性が向上することから、共済事業を行う組合が保険代理業を行えることとしてはどうか。

7-(3) 資産運用

制度の概要

共済事業を行う組合が、共済事業に係るものとして区分された資産を運用する場合に、その運用方法や割合について規制をする制度

生協の現状

法令上、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、一定の方法及び割合で運用しなければならないこととされている。

運用資産の割合

生 協	農 協		事業協同組合等	保 険		厚年基金
	連合会	単位農協		保険会社	少額短期	
元本保証 5割以上						
株式等 3割以内	株式等 2割以内			株式 3割以内		
外貨建 3割以内	外貨建 2割以内			外貨建 3割以内		
貸付金等 2割以内	不動産 2割以内			不動産 2割以内		

厚年基金にあった生協と同様の規制は、運用受託者としての責任の明確化と運用管理体制の向上を前提に、平成10年に撤廃された。

資産運用の方法

	生 協	農 協		事業協同組合等	保 険		厚年基金
		連合会	単位農協		保険会社	少額短期	
預貯金	○	○	○	○	○	△ 府令指定	○
金銭債権	○	○	○ 大臣指定	× 【拡大予定】	○	×	○
金銭信託	○	○	○	○	○	△ 元本保証	○
投資信託	○	○	△ 大臣指定	○	○	×	○
国債・地方債	○	○	○	○	○	○	○
社債	△ 公法人債等	○	△ 公法人債	△ 担保付【拡大予定】	○	×	○
資産担保証券	×	○	×	×	○	×	○
株式	△ 上場株式	○	×	△ 銀行株【拡大予定】	○	×	○
外国債券	△ 国債等	○	×	×	○	×	○
外国株式	△ 上場株式	○	×	×	○	×	○
金融派生商品	×	○	×	×	○	×	○
不動産	×	○	×	×	○	×	×

事業協同組合等については、法改正に伴う省令の整備が行われておらず、内容は平成18年9月現在のものである。

他制度の状況

農協法

・共済事業を行う農業協同組合については、指定金融機関への預貯金、国債等が運用対象とされており、共済事業を行う連合会については、預貯金等のほかに、生協法では認められていない金融派生商品や不動産の取得などの投機性の高い金融商品も運用対象として認められている。運用割合に関しては、連合会については、不動産の取得は総資産の額の10分の2を超えてはならないなどとされているが、農業協同組合については規制がない

中協法

・共済事業を行う組合及び組合員数が一定以上の組合については、行政庁の認可を受けた場合を除き、銀行等への預貯金又は金銭信託、郵便貯金、国債等一定の有価証券のみが運用対象とされている。運用割合については、規制がない

保険業法

・保険会社については、生協法では認められていない金融派生商品などの投機性の高い金融商品も運用対象として認められており、運用の割合については、総資産に対する運用額の制限（国内株式は総資産の30/100までなどの規制がある）

・少額短期保険業者については、内閣府令に定める金融機関への預金、国債、地方債等の有価証券等に限定されている

改正の方向性

共済事業に必要な資金の運用については、一定の安定性が必要ではあるものの、運用制限により資産の有効利用が妨げられ、組合員の利益を損なう恐れもあることから、他の諸制度などを参考に、組合の規模などもふまえて、運用方法の範囲を広げると共に、割合に関する規制を見直すこととしてはどうか。

7-(4) 事業規約変更の手続きの簡素化

制度の概要

共済事業を実施するに当たり作成が義務づけられている共済事業規約の変更のための手続きを定める制度

生協の現状

・共済事業規約には、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を定めているが、その変更の際には、例外なく総会の議決が必要で、かつ、行政庁の認可が必要となっている。

他制度の状況

農協法

・共済規程の設定等のうち軽微な事項(共済事業の実施方法に関する技術的な事項を含む)は総会の議決は不要とされており、また、軽微な事項に係る共済規程の変更を行った場合には、行政庁の認可は必要ではなく、届出することで足りるとされている

中協法

・共済規程の設定等のうち軽微な事項は総会の議決は不要とされているが、共済規程の変更を行った場合には、行政庁の認可が必要とされている。

(注)「軽微な事項」の内容については、自賠償の共済掛金率が規定されることが予想されるが、その他の詳細は未定。

保険業法

・事業方法書等に定めた事項の変更のうち契約者等の保護に欠けるおそれが少ない事項の変更を行うときは、内閣総理大臣の認可は必要ではなく、届出することで足りるとされている

・届出があった場合には受理した日から90日後に変更があったものとなるが、90日以内であれば、内閣総理大臣は届出に係る事項の変更又は届出の撤回を命じることができる。

改正の方向性

現行の手続きによった場合、共済事業について変更を行う場合に、組合員のニーズに迅速に応えることができないことから、規約変更の手続きについて、他制度の状況を参考に、軽微な事項等については総会の議決を要しないこととするなど一部について簡素化することとしてはどうか。

7-(5) 職域組合における退職者の組合員資格

制度の概要

消費生活協同組合の組合員の資格を有する者として一定の者を法律上定めている

生協の現状

- 法令上、職域組合における組合員の資格を有する者は、一定の職域内に勤務する者とされており、そのほか、定款の定めるところにより、その附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とする者を組合員とすることができることとされている
- 職域組合における退職者は、当該職域組合の附近に住所を有する場合には、引き続き、その組合員となることができることとなる

改正の方向性

職域組合が実施する共済事業を利用する組合員からは、在職時に長年にわたり利用していた共済事業を退職と同時に利用できなくなると支障が生じる場合があるとして、退職後も当該事業を継続して利用することのニーズがあることを踏まえ、退職者が、その居住範囲に関係なく、職域生協の組合員となることができるように、法律上明確にすることとしてはどうか